令和5年第2回臨時会

古平町議会会議録

第2回古平町議会臨時会 第1号

令和5年5月9日(火曜日)

○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 選挙第 1号 議長の選挙について
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 7 常任委員の選任について
- 8 議会運営委員の選任について
- 9 選挙第 3号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 10 選挙第 4号 後志広域連合議会議員の選挙について
- 11 選挙第 5号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙について
- 12 選挙第 6号 北後志消防組合議会議員の選挙について
- 13 同意第 1号 古平町監査委員の選任について
- 14 承認第 1号 専決処分 (第2号) の承認を求めることについて 「古平町税条例等の一部を改正する条例]
- 15 承認第 2号 専決処分(第3号)の承認を求めることについて [古平町都市計画税条例の一部を改正する条例]
- 16 承認第 3号 専決処分(第4号)の承認を求めることについて 「令和5年度古平町一般会計補正予算(第2号)]

○追加議事日程

- 1 広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○出席議員(10名)

議長	10番	堀			清	君	1番	工	藤	澄	男	君
	2番	寶	福	勝	哉	君	3番	中	村	光	広	君
	4番	髙	野	俊	和	君	5番	真	貝	政	昭	君
	6番	梅	野	史	朗	君	7番	堀	澤	理	恵	君
	8番	Ш	П	明	生	君	9番	佐	藤	未知時		君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長 成 田 昭 彦 君 副 町 長 奥 均 君 山 \equiv 育 史 教 長 浦 洋 君 総 長 細 Ш 正 君 務 課 善 画 課 長 人 見 完 至 君 企 町 民 課 長 五十嵐 満 美 君 子 保健福祉課長 和 泉 康 君 業 長 岩 戸 真 君 産 課 建設水道課長 高 龍 野 治 君 会 計 管 理 者 関 昌 央 君 П 育 次 長 克 昭 君 教 本 間 町立診療所事務長 細 Ш 武 彦 君 幼児センター所長 \equiv 浦 卓 也 君 総 務 係 長 松 浦 亮 介 君 財 政 係 長 湯 浅 学 君

○出席事務局職員

 事 務 局 長
 白 岩
 豊 君

 議事係兼総務係
 澁 谷 久 美 君

開会 午前 9時55分

〇議会事務局長(白岩 豊君) 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

さて、本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107 条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の工藤澄男議員をご紹介します。

工藤議員、議長席へお移り願います。

(臨時議長 工藤澄男君着席)

〇臨時議長(工藤澄男君) ただいま紹介されました工藤でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座ってお話をさせていただきたいと思います。

さて、このたびの選挙においてお互いに当選の栄誉に浴し、議席を得ました。ここで慣例により 簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

では、そちらの1番の方から順次自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

○臨時議長(工藤澄男君) 議員の紹介が終わりましたので、ここで説明員の方にも自己紹介をお願いいたします。

町長のほうからお願いします。

(自己紹介)

◎開会の宣告

〇臨時議長(工藤澄男君) ただいまの出席議員は10名で定数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和5年第2回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

〇臨時議長(工藤澄男君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎町長挨拶

- **〇臨時議長(工藤澄男君)** ただいま町長より挨拶の申出がありましたので、暫時お聞き取り願います。
- **〇町長(成田昭彦君)** 議員の皆様、おはようございます。令和5年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、さきの統一地方選挙におかれまして栄えあるご当選の栄に浴され

ましたことに対しまして心からお祝いとお喜びを申し上げます。

さて、この3年間、町民生活を制限し、経済を停滞させていた新型コロナウイルス感染症が昨日から季節性インフルエンザと同じ5類に移行したところであります。一方、昨年からの原材料価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻並びに円安などによる物価高騰は依然として続いており、町民生活に大きな打撃を与えております。このような中、今古平町としては、時代の流れを見極め、政策や施策を時期を失することなく展開していくことが何よりも重要であると思っているところであります。

議員の皆様方は、地方自治法の規定に基づきまして条例や予算など町行政に関する事項を審議していただくこととなりますが、皆様の任期である今後4年間は、これからの古平町を形成していく上で大事な時期であると考えております。日本全体が人口減少に突入し、少子高齢化社会になっております。今後65歳以上人口はほぼ横ばいで推移する一方、20から64歳、いわゆる働き盛りの人口は大幅に減少し、高齢化率は約10%程度上昇するとも言われております。既に古平町は高齢化率が45%を超えている状況でありますが、このような中で高齢者施策のみならず将来を見据えての子育て施策を着実に進めていかなければいけないと考えております。しかし、複合施設かなえ~るなどの過去の大型事業や今年から建設が始まる道の駅など今後多額の起債償還を続くこと、ふるさと納税制度が将来的に不透明であることから、当町の財政状況は決して余裕のある状況とは言い難いところであります。今後は、必要事業の取捨選択を行いながら事業を進めることが求められます。地方自治を取り巻く環境が予断を許さない状況であることはこれまでと変わるものではありませんので、議員の皆様のご理解、ご協力なくして正常な行政運営はないものと考えております。

本日の臨時会は、初議会としてこれから4年間の町行政を審議していただくための議会構成を決める大切な議会であります。町側からは、専決処分の承認案件3件を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○臨時議長(工藤澄男君) ただいま町長の挨拶が終わりました。
 - ◎日程第1 仮議席の指定
- ○臨時議長(工藤澄男君) 日程第1、仮議席の指定を行います。 仮議席は、ただいま着席の議席といたします。
 - ◎日程第2 選挙第1号
- 〇臨時議長(工藤澄男君) 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖してください。

(議場閉鎖)

〇臨時議長(工藤澄男君) ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に寶福議員及び梅野議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○臨時議長(工藤澄男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇臨時議長(工藤澄男君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

〇臨時議長(工藤澄男君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

〇臨時議長(工藤澄男君) 投票漏れはありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(工藤澄男君) 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

寶福議員、梅野議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

〇臨時議長(工藤澄男君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 8票

無効投票 2票

有効投票のうち

堀 清君 8票

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、堀清君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

〇臨時議長(工藤澄男君) ただいま議長に当選されました堀清君が議場におられます。会議規則 第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選された堀清君から発言が求められておりますので、これを許します。

〇議長(堀 清君) 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様のご推挙により議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でありまして、心より感謝申し上げますとともに、この重責を痛感している次第でございます。私はもとより浅学非才でございますが、町政の推進と議会の円滑な運営のため、懸命に努力を傾注する所

存でございます。人口減少と少子化、高齢化が進行している中、基幹産業である漁業、水産加工業の元気を取り戻し、多様化する町民の要請に応えるために今後さらに格段の努力を要すると考えている次第であります。何とぞ議員の皆様方及び理事者、職員の皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

〇臨時議長(工藤澄男君) これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

堀清議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分 再開 午前10時26分

(臨時議長 工藤澄男君退席) (議長 堀 清君着席)

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議席の指定

O議長(堀 清君) 日程第3、議席の指定を行います。 議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。 議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(白岩 豊君) それでは、朗読いたします。

1番工藤澄男議員、2番寶福勝哉議員、3番中村光広議員、4番髙野俊和議員、5番真貝政昭議員、6番梅野史朗議員、7番堀澤理恵議員、8番山口明生議員、9番佐藤未知時議員、10番堀清議員、以上でございます。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(堀 清君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、工藤議員及び寶福議員を指名します。

◎日程第5 会期の決定

○議長(堀 清君) 日程第5、会期の決定を議題にします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第6 選挙第2号

○議長(堀 清君) 日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入りを止めます。

(議場閉鎖)

○議長(堀 清君) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に寶福、梅野両議員を指名します。 投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(堀 清君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 配付漏れがないことを認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

O議長(堀 清君) 異状がないことを認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

〇議長(堀 清君) 投票漏れございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 投票漏れないと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

寶福、梅野両議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(堀 清君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これはせんだっての出席議員に符合しております。

有効投票 9票

無効投票 1票

有効投票のうち

山口明生君 7票

工藤滑男君 2票

以上でございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、山口明生君が副議長に当選されました。 議場の出入りを開きます。

(議場開鎖)

〇議長(堀 清君) ただいま副議長に当選されました山口明生君が議場におられます。会議規 則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選された山口明生君から発言を求められておりますので、これを許します。

〇副議長(山口明生君) 一言ご挨拶を申し上げます。

今回議員の皆様の御推挙によりまして町議会副議長に選ばれましたことは、この上なく光栄でございますとともに、その責任の重大さを痛感しておる次第でございます。議長のもと議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう及ばずながら誠心誠意努力をしてまいりたいと存じております。皆様方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

O議長(堀 清君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分 再開 午前11時00分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 常任委員の選任について

○議長(堀 清君) 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務文教常任委員に佐藤議員、髙野議員、寶福議員、山口議員、真貝議員、中村議員、堀澤議員の7名でございます。

次に、産業建設常任委員に梅野議員、工藤議員、真貝議員、寶福議員、堀澤議員、山口議員、中村議員の7名でございます。

次に、広報編集常任委員に工藤議員、佐藤議員、中村議員、堀澤議員の4名でございます。 以上のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午前11時03分 再開 午前11時14分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(堀 清君) 諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元 に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に髙野俊和議員、副委員長に寶福勝哉議員でございます。次に、産業 建設常任委員会委員長に梅野史朗議員、副委員長に堀澤理恵議員、最後に広報編集常任委員会委員 長に佐藤未知時議員、副委員長に中村光広議員でございます。

◎日程第8 議会運営委員の選任について

○議長(堀 清君) 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、工藤議員、佐藤議員、中村議員、堀澤議員でございます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時16分 再開 午前11時16分

〇議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議会運営委員の選任について誤りがありましたので、再度確認いたします。

工藤議員、髙野議員、梅野議員、佐藤議員、真貝議員の5名でございます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午前11時17分 再開 午前11時20分

〇議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(堀 清君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手

元に参りましたので、報告いたします。

委員長に工藤澄男議員、副委員長に髙野俊和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分 再開 午前11時23分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 選挙第3号

○議長(堀 清君) 日程第9、選挙第3号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を 行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたい と思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に山口明生君と私堀清を指名します。

お諮りします。山口明生君と私堀清を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した山口明生君と私堀清が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に 当選されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分 再開 午前11時27分

〇議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 選挙第4号

○議長(堀 清君) 日程第10、選挙第4号 後志広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと 思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

後志広域連合議会議員に私堀清を指名します。

お諮りします。私堀清を後志広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した私堀清が後志広域連合議会議員に当選しました。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午前11時29分 再開 午前11時30分

O議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 選挙第5号

○議長(堀 清君) 日程第11、選挙第5号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと 思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

北後志衛生施設組合議会議員には私堀清を指名します。

お諮りします。私堀清を北後志衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した私堀清が北後志衛生施設組合議会議員に当選しました。

◎日程第12 選挙第6号

O議長(堀 清君) 日程第12、選挙第6号 北後志消防組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選いたした いと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

北後志消防組合議会議員に私堀清を指名します。

お諮りします。私堀清を北後志消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私堀が北後志消防組合議会議員に当選しました。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午前11時33分 再開 午後 0時54分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 同意第1号

O議長(堀 清君) 日程第13、同意第1号 古平町監査委員の選任についてを議題とします。 寶福議員、除斥になります。退席してください。

(2番 寶福勝哉君退席)

○議長(堀 清君) 本案についての提案理由の説明を求めます。

〇町長(成田昭彦君) ただいま上程されました同意第1号 古平町監査委員の選任について提案 理由の説明をいたします。

議員のうちから選任される監査委員の任期は、地方自治法第197条の規定により議員の任期によると定められており、令和5年4月30日でその任期が満了となっております。そこで本件につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により議会選出の新たな監査委員の選任同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

同意第1号 古平町監査委員の選任について。

古平町監査委員(議会選任)として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月9日提出、古平町長、成田昭彦。

記といたしまして、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町417番地4、氏名、寶福勝哉、昭和53年2月14日生まれ。

参考といたしまして前任の監査委員の氏名等を記載してございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し 上げます。

- **〇議長(堀 清君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから同意第1号 古平町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 古平町監査委員の選任については、これに同意することに決しました。 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分(2番 寶福勝哉君着席)再開 午後 1時00分

- 〇議長(堀 清君) 再開いたします。
 - ◎日程第14 承認第1号

○議長(堀 清君) 日程第14、承認第1号 専決処分(第2号)の承認を求めることについて を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〇町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました承認第1号 専決処分(第2号)の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町税条例等の一部を改正する条例でございますが、3月31日までに制定しなければならなかったもので、地方自治法第179条第1項の規定をもって専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、説明資料のほうで説明させていただきます。承認第1号、2号の説明 資料と書かれた横書きの説明資料の1ページ目になります。町税条例一部改正の概要を説明させて いただきます。改正の要旨としまして、令和5年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正す る法律が令和5年3月28日に成立、3月31日公布されたことに伴い、町税条例及び都市計画税条例 に所要の改正をするものでございます。

2番目としまして、主な改正内容でございます。大きく分けて2点ございまして、まず1点目としまして個人町民税になります。平成31年に公布された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、令和6年度から森林環境税の課税が開始されるため、賦課徴収の方法等所要の規定を整備するものでございます。こちらは、令和6年1月1日からの施行となっております。

2点目としまして、軽自動車税になります。まず、①、一定の電動キックボードです。キックボードについて新たに特定小型原動機付自転車と定義いたします。令和5年、今年の7月1日からナンバープレートが付され、令和6年度から課税が始まります。町内では今のところ見かけたことはございません。今後購入された場合にはナンバープレートが付され、来年から課税されることとなります。

②としまして、電気軽自動車等を取得した場合における軽減課税措置、いわゆるグリーン化特例制度について適用期限を令和5年3月31日とされていたものが3年延長されることとなります。

本改正条例の施行日は令和5年4月1日、そのほか軽自動車税に係る箇所など部分的に令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお 願い申し上げます。

〇議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分(第2号)の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第15 承認第2号

○議長(堀 清君) 日程第15、承認第2号 専決処分(第3号)の承認を求めることについて を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〇町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました承認第2号 専決処分(第3号)の承認を 求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、固定資産税と連動する関係上、先ほどの税条例同様に3月31日までに制定しなければならなかったもので、専決処分し、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、全般にわたって法律改正に合わせて項ずれの反映を行う改正となって ございます。

本改正条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお 願い申し上げます。

- ○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分(第3号)の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第16 承認第3号

○議長(堀 清君) 日程第16、承認第3号 専決処分(第4号)の承認を求めることについて を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました承認第3号 専決処分(第4号)の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議案31ページです。本件は、令和5年度古平町一般会計補正予算(第2号)について緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により4月18日専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分した補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億410万4,000円とするものでございます。

専決処分で補正を行った科目の款項の補正後の金額は、32ページから35ページの第1表、歳入歳 出予算補正のとおりでございます。なお、32ページから33ページが歳入、34ページから35ページが 歳出でございます。

それでは、専決処分した補正の内容をもう少し詳しくご説明いたしますので、別冊の承認第3号説明資料、令和5年度古平町一般会計補正予算(第2号)説明書を御覧ください。歳出から説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。予算科目の款項の項ごとにご説明いたします。4ページ、まず6款商工費、1項商工費、既定の予算に380万円を追加し、2億1,852万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、5ページ目になりますが、家族旅行村構内引込み柱建て替え工事請負費で380万円計上してございます。こちらにつきましては、余市方面から古平町に向かってきまして、沖歌トンネルを出てすぐの国道沿いの左側に電柱が立っております。春先になったら山のほうからすごく水が流れている場所辺りに電柱が立っておりますが、その電柱に亀裂が入っていると3月27日に電気保安協会の検査で判明いたしました。電柱は、旅行村だけに電気を引き込むための電柱で町が設置したものでございます。経年劣化でひび割れが起きたものと考えられます。倒壊して国道を通行している車等に直撃することも考えられるため、早急に対処が必要だったことから専決処分させていただきました。

続いて、1ページ戻っていただいて、2ページ、3ページ御覧ください。歳入の部分です。19款 諸収入、4項雑入、既定の予算に380万円を追加し、2,704万2,000円とするものでございます。内容 としては、予算ですので、歳入歳出同額とする必要があるから、財源調整でその他収入で380万円計上してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。○5番(真貝政昭君) 今の説明で余市方面から来ている電気ということなのですけれども、違いましたか。聞き違いだったらもう一回説明してくれませんか。
- **〇総務課長(細川正善君)** 私が説明したのは、余市から来ている電気ではなくて、電柱の場所を特定するために、余市方面から自分が来たときに沖歌トンネルを出てすぐの左手の電柱ということで、余市方面ということで説明させていただきました。
- **○5番(真貝政昭君)** 関連で聞くのですけれども、先日停電がありました。それで、ちょっと頭のほうを整理したいのですけれども、古平町内の配電は4方向で配電されているというふうににわか覚えで記憶しているのです。それで、一体どういうふうになっているのだと。前にブラックアウトがあったときに大混乱しましたけれども、今回の停電でもちょっとばらつきがあったみたいで、

その停電の件で説明願いたいのですけれども、どういう説明が北電からされているのかということです。

それと、先ほど言いましたけれども、古平町内の配電の分布図が町側のほうできちんと把握されているのかどうか。もし把握されているのであれば、議会側のほうにもそういう分布図というか、配電図、領域図というのはありますけれども、それをお示しできる状況があるのかどうかという点について伺います。

〇企画課長(人見完至君) 電気の系統の関係でしたので、私のほうから回答いたします。

系統的には基本的に3系統になりまして、積丹側からと、あと神恵内側から、あと余市側から3系統から供給をされております。今回の停電に関して言いますと、浜町だとか港の一部というところで、その系統のうちの一部が使えなくなったということで停電に至ったといったところで報告は受けています。

あと、分布図に関しては、参考に見たいということであればお示しはさせていただきたいと思います。

○議長(堀 清君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分(第4号)の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分 再開 午後 1時18分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

〇議長(堀 清君) お諮りします。

ただいま広報編集常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書と議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第1 広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

O議長(堀 清君) 追加日程第1、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書についてを 議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

〇議長(堀 清君) 追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題 とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 1時21分

上記会議の経過は、書記 いことを証するためにここに署名する。

上記会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容の相違な

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員